

令和4年9月定例会

(2022年)

市議会議案参考資料

(追加議案)

報告第25号 令和3年度吹田市決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率等に関する報告について

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第25号	令和3年度吹田市決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率等に関する報告について	5	5
議案第107号	令和3年度吹田市水道事業会計剰余金の処分について	11	—
議案第108号	令和3年度吹田市下水道事業会計剰余金の処分について	13	—

1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（「財政健全化法」）について

- (1) 成立日 平成19年 6月15日 （公布日 同年 6月22日）
- (2) 施行日 平成21年 4月 1日

2 財政健全化法の概要

(1) 財政健全化法制定の目的

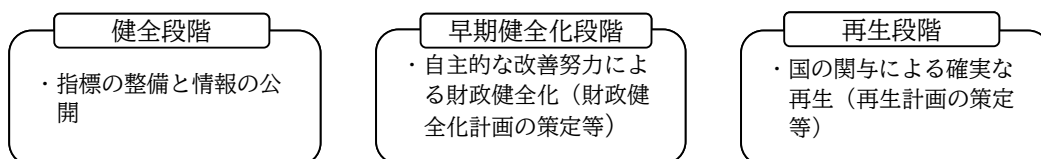
地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第1条

「この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。」

(2) 早期是正機能の制度化

○地方公共団体の財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を促す

「比率に応じて、財政健全化計画、財政再生計画の策定等健全化の取組みを制度化」



(3) 財政情報の公表

○地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表

「健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員による審査の後、意見を付けて議会に報告し、公表しなければならない」

- ・健全化判断比率 （実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）
- ・資金不足比率 （公営企業の資金不足比率）

3 健全化判断比率の算定

(1) 実質赤字比率

「一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率」

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○一般会計等に含まれる会計

一般会計、部落有財産特別会計、勤労者福祉共済特別会計、公共用地先行取得特別会計、病院事業債管理特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計

平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
— (▲ 3.59%)	— (▲ 3.45%)	— (▲ 0.58%)	— (▲ 0.57%)	— (▲ 3.29%)

(2) 連結実質赤字比率

「全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率」

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○連結対象となる会計

一般会計等、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業会計

平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
— (▲ 12.59%)	— (▲ 13.48%)	— (▲ 10.24%)	— (▲ 13.63%)	— (▲ 17.51%)

(3) 実質公債費比率

「一般会計等が負担する元利償還金及び
準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3か年平均」

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(元利償還金+準元利償還金)} - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

○準元利償還金

満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額、及び一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められる額など

平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
▲ 2.2%	▲ 2.7%	▲ 2.7%	▲ 2.1%	▲ 1.2%

(4) 将来負担比率

「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率」

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在残高等に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

○将来負担額

一般会計等の地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額など

平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
— (▲ 43.0%)	— (▲ 40.0%)	— (▲ 46.9%)	— (▲ 40.0%)	— (▲ 42.4%)

4 資金不足比率の算定（公営企業）

(1) 資金不足比率

「公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率」

資本不足比率 = $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--

○資金の不足額

【法適用企業（水道事業会計、下水道事業会計）】

（流動負債 - 控除財源等） - （流動資産 - 控除財源等）

*流動負債には、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高を加える

○事業の規模

営業収益 - 受託工事収益

会計区分	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
水道事業会計	— (▲ 59.8%)	— (▲ 63.8%)	— (▲ 58.4%)	— (▲ 66.6%)	— (▲ 73.9%)
下水道事業会計	— (▲ 40.4%)	— (▲ 37.9%)	— (▲ 35.7%)	— (▲ 48.4%)	— (▲ 50.0%)

